

会津地方における

ツキノワグマ対策

～理解することで対策効果を上げる考え方やその手法～



福島県会津地方振興局

はじめに

ツキノワグマは、「レッドデータブックふくしまⅡ（福島県 2003 年）の категорияにおいて、注意種（※注1）に指定されており、生息密度や繁殖率が低いと、一度個体数が減少すると回復に時間がかかるという面を有する一方、農林水産業被害や人身被害を及ぼす場合があり、被害防止のための捕獲圧がかかりやすいことから、計画的な保護管理を行う必要性が高い種です。

福島県では会津地方を中心に中通りの奥羽山系に生息が確認されていますが、近年阿武隈山系でも生息が確認されています。いずれにしても、森林生態系の頂点に位置づけられる種として本県の自然生態系にとって重要な構成種であり、また自然環境の指標種でもあります。

ところが、ここ数年、人里への出没や農林業被害、あるいは人身被害の発生が目立つようになり、早急に被害防除の対策を講じる必要性が高まっているのが現状です。

これらの状況を踏まえ、福島県では平成19年度に「ツキノワグマ保護管理検討会」が発足し被害防除対策、個体数管理、生息環境管理などの観点から総合的な検討がなされ、平成20年度に「ツキノワグマ保護管理計画（平成21年4月1日～平成25年3月31日/平成23年3月11日の東日本大震災の影響により1年延長）」が策定されました。

さらに、平成24年度には第2期目の計画となる「ツキノワグマ保護管理計画（平成25年4月1日～平成29年3月31日）」が策定されました。

このツキノワグマ対策は、平成21年度から平成23年度にかけてNPO法人ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラムに委託して実施した会津版「人と自然の共生」促進事業（緊急雇用創出基金事業）の成果としてまとめ、主に市町村の鳥獣保護・有害鳥獣捕獲許可事務担当者等に活用していただくことを目的に作成したものです。

本ツキノワグマ対策を参考に、地域の状況に応じた出没対策が作成されることを期待します。ツキノワグマ対策では、県、市町村、地域住民が各自の役割を行い、出没に対して強い地域づくりを進めることが重要です。

※注1 注意種とは「本県では一般に見られるが、全国レベルでは貴重であると評価されている種及び亜種・変種」のこと。

平成26年3月

目 次

1. 福島県内のツキノワグマによる被害状況及び有害捕獲状況	3
2. 被害（目撃）の通報を受けて	6
(ア) 現場へ行く前に情報提供者から状況を詳しく確認しましょう	
(イ) 緊急性の判断をしましょう	
(ウ) 現場に入る前に	
3. 現地調査	8
(ア) 被害地域での情報収集	
(イ) 出没地点への侵入ルートを含めた周辺環境の情報収集	
(ウ) 必ず被害調査マップを作ろう！！	
(エ) その他	
4. 被害調査マップの分析	14
(ア) 広域的にクマの侵入ルートを分析	
(イ) 現地情報から出没しているクマを分析	
(ウ) 分析に必要な補足情報	
5. 対策の実施	21
(ア) 「誘引物管理」	
(イ) 「追い払い」	
(ウ) 「環境管理」	
(エ) 「普及啓発と情報共有」	
(オ) 「堅果類の結実状況調査（目視調査）」	
6. まとめ	34
(ア) 地域ごとにゾーニングを考えよう！	
(イ) 被害防止対策は「予防・検証・修正・継続」を基本にしよう！	
(ウ) 地域振興と被害対策はワンセットで考えよう！	